

目白大学大学院試験及び成績評価に関する規程

別表2（第13条関係）

国際交流研究科 学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

- (1) テーマの設定と研究の意義
テーマの設定が適切であるか。また、明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられているか。
- (2) 研究方法の妥当性
研究目的と課題に照らして、適切かつ効果的な研究方法や論証方法が用いられているか。
- (3) 先行研究の理解と提示
当該分野の先行研究を十分に渉猟し理解した上で、それらを的確に評価し提示しているか。
- (4) 構成・論旨・展開
構成が適切であり、論旨が明快であるか。また、論理展開が一貫しており、説得力があるか。
- (5) 論文の形式と体裁
語句の使い方、表現や表記に問題はないか。学位論文にふさわしい形式と体裁を具えているか。
- (6) 研究倫理の遵守
文献・資料・図表等の引用は適切に行われているか。また、個人情報の取り扱い等は適切に行われているか。

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

1. 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

- (1) 日本語としての問題がない (ex. 誤字脱字が多い、文章が未完成など)
- (2) 剽窃・盗作・データの捏造がない
- (3) 研究対象・協力者に対して必要な倫理的配慮が行われている
- (4) 研究の過程で倫理的配慮の不足による有害事象が生じていない
- (5) 本文の文量は学会誌の原著論文と同等以上である
- (6) 問題（問題と目的・序論・序章等）および考察（総合考察）の文量が、学会誌の原著論文における問題（目的）、考察よりも少なくない
- (7) 関連する先行研究について把握していることが読み取れる
- (8) 引用文献を用いながら、ある程度客観的・論理的に議論が進められている
- (9) 先行研究のレビューと研究目的の内容に大きな乖離がない
- (10) 研究目的や仮説が適切に設定できている
- (11) 研究の意義について適切に論じられている
- (12) 他の研究者が追試できるだけの情報が記載されている
- (13) 用いる変数の説明が適切に記述されている
- (14) (独自項目がある場合) 本文中または付表で項目が参照可能である
- (15) 研究目的から考えて、なぜその統計的・質的分析方法を用いたかが理解できる
- (16) 用いた統計的・質的分析方法は、2001年以降に公刊された、日本心理学諸学会連合加盟団体機関誌の原著論文で用いられている
- (17) 参考にした先行研究や、2001年以降に公刊された、日本心理学諸学会連合加盟団体機関誌の原著論文と同等以上のサンプルサイズがある
- (18) 分析が適切に行われている
- (19) 結果の解釈が適切である
- (20) 結果の解釈がある程度客観的・論理的に行われている
- (21) 結果に基づき、研究目的がどこまで達成されたか、仮説がどこまで検証されたかを適切に議論している
- (22) 研究の限界や今後の課題が述べられている
- (23) 引用文献が、学会誌で認められた形式でリストされている
- (24) 引用方法、引用箇所と文献の対応、表記方法が適切である
- (25) 院生便覧に記載されているルールに従って執筆している
- (26) 体裁・様式は日本心理学諸学会連合加盟団体の機関誌（以下、学会誌）に準拠している
- (27) 表題が研究内容から大きく乖離していない
- (28) 章立ては、おおそ問題（目的）・方法・結果・考察・引用文献、またはオリエンテーション時に紹介された書籍に記載されたようになっている
- (29) 研究の学術的、実践的な意義や貢献について論じられている
- (30) 要約を読み、研究の全体像が把握できる
- (31) 口頭試問の説明から、研究の全体像が理解できる
- (32) 口頭試問の質疑応答の内容や態度に問題がない

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

心理学研究科 臨床心理学専攻
学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

- (1) 先行研究の展望
 - ・先行研究を十分に網羅できている。
 - ・最新の研究や国外の研究も十分にフォローできている。
 - ・先行研究と当該研究との関連が論理的に説明できている。
- (2) 研究の目的と意義
 - ・先行研究を踏まえた上で、明確な研究目的が設定できている。
 - ・研究において、何をどこまで明確にしたいのかが明快に規定されている。
 - ・リサーチクエスチョン、研究仮説が明確である。
 - ・研究にオリジナリティがある。
 - ・臨床心理学的な意義が認められる。
- (3) 研究方法
 - ・研究目的や仮説に見合った適切な研究デザインである。
 - ・研究仮説に対応した概念・変数を明確に定義し、データ収集を行っている（特にアウトカム評価項目）
 - ・内的妥当性・外的妥当性に十分な検討がなされている。
 - ・研究参加者の種類、数等が適切である。
 - ・観察・介入の方法が適切である。
 - ・データ収集の方法が適切である。
- (4) データの分析
 - ・研究デザインに適したデータ解析方法である。
 - ・統計処理の方法が適切である。
 - ・交絡要因が適切に調整されている。
 - ・データ解析の結果を適切に要約できている。
 - ・データ解析の結果を適切な表や図にまとめている。
- (5) 考察
 - ・データから得られた所見を適切に用いて考察が進められている。
 - ・研究目的や仮説に従って考察がなされている。
 - ・先行研究の知見を適切に引用しながら、独自の結論を導いている。
 - ・研究の弱点についての十分に理解した上で、考察を行うことができている。
 - ・将来の研究の方向性に対して、合理的な言及ができている。
- (6) 研究倫理
 - ・倫理審査に従って、研究の遂行ができている。
 - ・論文の記載や表現に倫理的な問題が十分に配慮されている。
- (7) 論文執筆
 - ・日本心理学会「執筆・投稿の手引き」に従った記載ができている。
 - ・論理的に整合性のある文章が書けている。
 - ・章立てなど、論文の構成が適切である。
 - ・誤字脱字、図表の欠落等がない。

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

心理学研究科 心理学専攻（博士課程）

学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

博士學位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 主査・副査は、博士の学位を有する者またはそれと同等以上の研究業績を有する者とする。
- (3) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められる場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

(1) 先行研究の精査

関連分野の国内外の研究動向および先行研究の把握に基づいて、心理学分野における当該研究の意義や位置づけが論理的に述べられている。

(2) 研究の独自性

学術論文として心理学分野の発展に寄与するオリジナルな研究成果が示されている。

(3) 論理性

研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等の論文の構成が明確であり、心理学分野の博士論文に相応しい研究デザインである。

(4) 実証性

研究デザインに適したデータ解析方法により、客観的な根拠に基づいて結論が示されている。

(5) 資料分析の妥当性と信頼性

研究倫理についての十分な知識と配慮がなされ、内的妥当性・外的妥当性及び研究結果の信頼性が十分に検討されている。

(6) 今後の展開の可能性

本博士論文による成果が、心理学分野における新たな学術的知見を含み、今後さらに発展・展開に寄与する可能性を有する。

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、博士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

経営学研究科

学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

修士論文：修士論文の審査は、主査1名及び副査2名の論文委員の合議による審査を原則とするが、必要な場合には副査を3名以上とすることができる。

特定課題論文：特定課題論文の審査は、主査1名及び副査1名による合議による審査を原則とするが、必要な場合には副査を2名以上とすることができる。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

- (1) 研究主題（テーマ）の意義：論文の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有しているか。
- (2) 先行研究について：先行研究の理解と研究主題の探求に際して、利用した資料や文献が必要十分に網羅され、それらの精確な読解や的確な評価が行われているか。また、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。
- (3) 研究方法の妥当性：研究主題探求のために採用された、理論、実験、シミュレーション、試作・試行、調査あるいは資料収集などの研究方法が適切かつ効果的に用いられているか。
- (4) 論証方法や結論の妥当性と意義：問題設定から結論にいたる論旨が明確で実証的かつ論理的に展開されているか。また、導き出された論旨・結論が、当該分野において、新規性、独創性を持った学術的貢献や高い有用性のある社会貢献となっているか。
- (5) 論文の形式・体裁：語句の使い方や文章表現は的確か。学位論文としての体裁は整っているか。文献等は正しく引用され、図表等の引用元は明らかにされているか。

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文、特定課題論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

生涯福祉研究科

学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

(1) 研究テーマ

研究論文のテーマや設定に関して、学問的蓄積を踏まえたものであり、社会的に評価され、学術的な意義を有していることが認められること。

(2) 先行研究の活用

研究のテーマや設定に対して、当該研究領域における資料や文献が網羅され、これらの内容についての的確な理解や評価がなされ、論旨の展開において適切に活用されていること。

(3) 研究方法の妥当性

研究を進めるに当たり、研究方法として妥当な理論、調査やシミュレーションにもとづく仮説生成、資料収集等が適切であるかどうか、さらに効果的に用いられているか。

(4) 論証や結論を導く妥当性

問題の設定方法や結論にいたる論旨が、明確で実証的かつ論理的であること。

(5) 論文の形式や体裁

文章表現や専門的な用語等の使い方が妥当であるか、学位論文としての体裁が整っているか。また、文献や図表などが的確に引用され齟齬が無いこと。

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

言語文化研究科

学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と副査1名以上で構成する。

(1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。

(2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

(1) 研究課題について

- 研究課題が命題的に記述されているか。
- 当該分野における関連知見について、適切な総括と問題点の指摘が行われているか。
- 先行知見を踏まえ、研究課題が適切に動機づけられているか。
- 研究課題に現代的意義があるか。

(2) 研究目的について

- 研究目的が命題的に述べられているか。
- 研究目的の達成可能性について適切な判断が行われているか。

(3) 研究方法について

- 研究課題と目的に照らして、適切な方法が選ばれているか。
- 研究方法について再現性が保証されているか。
- 研究方法について、適切な倫理的配慮があるか。

(4) 結果と考察について

- 事実の観察および記述に主観的偏向は無いか。
- 事実の解釈と、解釈に基づく推論に飛躍や不自然さは無いか。
- 結論が、研究目的に対応して、命題的に述べられているか。
- 当該領域における新しい知見があるか。
- 著者の独創性が発揮されているか。
- 当該領域ならびに言語文化研究全体について示唆があるか。

(5) 論文の形式について

- 言語表現に不明瞭な点、曖昧性は無いか。
- 論文全体が適切に構造化されているか。
- 引用文献、資料、図表等の引用元が明示されているか。
- 潜在的読者について適切な配慮があるか。

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

リハビリテーション学研究科
学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

以下の5項目に従い評価する。

- (1) テーマの立て方
明確で、実現可能なテーマが設定されていて、それについての仮説や調査項目が分かりやすく示されているか。
- (2) 研究の背景
複数の情報源から、これまでに明らかにされた先行研究の知見を整理して示し、自分が明らかにしようとしている内容と関連付けているか。
- (3) 研究の方法
研究の目的とテーマにふさわしい研究方法を用い、明確な分析の視点を示しているか。
- (4) 研究の結果
実験や調査で得られたデータを図や表を有効利用して組織的にまとめ、類似点・相違点・重要な型(パターン化)の発見など様々な観点から解析しているか。
- (5) 考察と結論
研究から明らかになったことについて整理し、専門基礎知識(自分の専門分野の概念や枠組み)を効果的に用いて、論理的に説明できているか。

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

看護学研究科
学位論文に係る評価基準

1. 審査体制

学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- (1) 主査は、研究科における研究指導教員とする。
- (2) 大学院学位規則第6条3により、必要と認められた場合は、学長の許可を得て、研究科委員会委員以外の者に当該論文に関する意見を求めることができる。

2. 評価項目

(1) 研究の意義

- 1) 看護学研究として意義があるか
- 2) 独自性があるか
- 3) 新たな知見を提示しているか

(2) 倫理的配慮

- 1) 研究対象者の人権を擁護できているか
- 2) 他者の著作権を守る配慮ができているか
- 3) 倫理委員会の承認を得ていることが記載されているか

(3) 研究の背景、研究目的、研究方法、データ分析、考察

- 1) 研究題目が研究内容を適切に表しているか
- 2) 要旨には研究の概要を適切に記述しているか
- 3) 研究題目に関する十分な知識・概念が検討され用いられているか
- 4) 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか
- 5) 重要な用語を定義しているか
- 6) 研究目的は明確か
- 7) 研究目的の達成に適った研究デザイン・研究方法を用いているか
- 8) 対象者、データ収集法が詳述されているか
- 9) データ分析方法が詳述されているか
- 10) 研究目的と結果に一貫性があるか
- 11) 研究目的と考察に一貫性があるか
- 12) 文献との照合に基づく考察がなされているか
- 13) 研究結果とその解釈を区別して論述できているか
- 14) 結果と考察から妥当な結論が導き出されているか

(4) 論述

- 1) 引用文献の表記が適切か
- 2) 図・表を正確に作成しているか
- 3) 日本語として適切かつ明瞭な文章表現となっているか
- 4) 論理的に一貫性がある論述となっているか
- 5) 誤字脱字がないか

3. 評価基準

上記評価項目のすべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。